

令和6年長審第11号

裁 決
油送船A岸壁衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 三級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史及び同官吉岡勉出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年10月26日15時23分

長崎港

2 船舶の要目

船 種 船 名 油送船A

総 ト ン 数 496トン

全 長 64.00メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備

Aは、平成6年3月に進水した船首楼及び船尾楼付一層甲板船尾船橋型の鋼製油送船で、船橋前部中央に舵角の目安を示す目盛（以下「舵角目盛」という。）が付いた操舵スタンドがあって、同スタンド上部のジャイロコンパス前方にA I S受信機及びG P Sプロッターが、操舵スタンドの左舷側にレーダー2台が、右舷側に機関遠隔操縦装置が、船橋前部窓の上方に舵角指示器が、後部左舷に海図台がそれぞれ設置されていた。

(2) Aの係留施設及び同施設付近の状況

Aの係留施設は、長崎港第3区小ヶ倉柳ふ頭北方約330メートルに位置する油送船専用の栈橋（以下「A栈橋」という。）で、西方に約30メートル延びており、Aが、平素、同栈橋西端に船首を南方に向けて入船左舷着けで係留していた。

また、A栈橋西方約1,680メートル沖合に長刀埼^{なぎなた}が、西北西方約1,720メートル沖合に高鉾島^{たかぼこ}がそれぞれ所在し、同埼、同島間には、東西に延びる幅約450メートルの航路が港則法及び同法施行規則により定められており、長刀埼東岸には岸壁が築造されていた。（以下、長刀埼東岸の岸壁を「長刀岸壁」という。）

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか4人が乗り組み、空倉のまま、船首1.4メートル船尾3.4メートルの喫水をもって、令和5年10月26日15時15分A栈橋を発し、関門港下関区に向かった。

ところで、a受審人は、平素、直進する際には、舵角目盛を見て舵を中央付近の状態としたのち、舵角指示器を見て正確な舵中央とすることはせず、船首方向の変化を監視しながら舵角を調整して針

路を保持していた。

a 受審人は、単独で船橋配置に就き、手動操舵により操船に当たり、右回頭及び増速を始め、しばらくして左舵をとって回頭速度を減少させ、船首が航路中央部付近に向いたのち、舵角目盛により舵を中央付近の状態とした。

a 受審人は、右回頭がほぼ止まったのを見て、15時19分長崎港三菱重工蔭ノ尾岸壁灯台（以下「蔭ノ尾灯台」という。）から084度（真方位、以下同じ。）1,260メートルの地点で、針路を282度に定め、9.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行し、さらに増速を続けた。

定針したとき、a 受審人は、僅かに左舵が取られた状態となっており、その後緩やかに左転を開始し、長刀岸壁に向かって進行する状況であったが、舵角を調整しなくても直進するものと思い、船首方向の変化を監視しながら舵角を調整して直進するなど針路の保持を十分に行わなかった。

こうして、a 受審人は、海図台の前に移動し、船尾方を向いて立った姿勢で航海日誌の記入作業を始め、15時23分僅か前前部甲板で乗組員が吹いた笛の音が聞こえ、振り返って船首方を見たところ、至近となった長刀岸壁を認め、機関を後進一杯とし、左舵一杯としたものの、及ばず、15時23分蔭ノ尾灯台から130度10メートルの地点において、Aは、船首が219度を向き、11.0ノットの速力となったとき、同岸壁に衝突した。

当時、天候は晴れで風力4の北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、Aは、船首部外板に破口などを生じたが、のち修理され、長刀岸壁は、コンクリート張出部に欠損などを生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件岸壁衝突は、長崎港において、出航中、長刀岸壁北方沖合を西行する際、針路の保持が不十分で、長刀岸壁に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、長崎港において、出航中、長刀岸壁北方沖合を西行する場合、同岸壁に向かって進行することのないよう、船首方向の変化を監視しながら舵角を調整して直進するなど、針路の保持を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、舵角を調整しなくても直進するものと思い、針路の保持を十分に行わなかった職務上の過失により、長刀岸壁に向かって進行して同岸壁との衝突を招き、船体及び長刀岸壁それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の三級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 1 月 22 日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎